

平成19年度 予算編成方針

第1 基本方針

現下、我が国の経済は、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれているものの、北海道内については、依然として厳しい状況が続いている。

本町では、大型事業による多大な起債償還額に加え、国民健康保険など他会計への繰出金や扶助費及び苫前厚生病院に対する赤字補てんなどの歳出額の増加に対し、歳入面では国からの地方交付税や臨時財政対策債の度重なる減額などによって、毎年、基金からの繰り入れを余儀なくされており、今年度についても、現時点で約3億円の収支不足が見込まれている。

また、来年度から導入される新型交付税の試算では、更なる交付額の削減が予想されており、本町の財政運営は極めて厳しく逼迫した状況にある。

こうした現状を踏まえ、平成19年度の予算編成に当たっては、昨年2月に策定した『苫前町行政改革実施計画』の内容に基づき、『苫前町自立運営検討プラン』の更なる実現を目指すとともに、「予算の枠配分方式」による徹底した経費の削減とゼロからの施策の見直しを基本として、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、町民と一丸となって、町財政の健全化を強力に推し進めることとする。

第2 予算編成要領

1 基本的事項

(1) 平成19年4月に統一地方選挙を控えていることから、当初予算については『骨格予算』として編成する。

したがって、

政策的経費

イベントなどに係る経費

各種団体に対する補助金

その他政策的なもの判断されるもの

については、選挙後の補正予算対応とすることから、「当初分」と「補正分」に分けて予算要求すること。

* ただし、査定において年度当初からの事業実施が真に必要と認められるものについては、例外的に当初予算で計上する。

(2) 予算編成に当たっては、経常的経費と政策的経費の2通りに分けて、次のとおり行うものとする。

ア 経常的経費

「枠配分方式」とし、各課ごとに一般財源をベースとして平成18年度当初予算計上額の95%の予算配分枠を設定する。

ただし、昨今の原油価格上昇による油類販売価格の高騰による予算編成への影響を考慮し、原則として燃料費相当額については、100%の配分枠とする。

別紙～経常的経費一般財源枠配分表のとおり

各課においては、配分された一般財源と、それぞれで歳入する特定財源との合算額を課の歳入総額とし、この範囲の中で歳出予算の積み上げを行うこと。

イ 政策的経費

投資的経費や臨時的経費及び一部特殊な経常的経費については、見込める財源の範囲内で予算査定を行っていくので、必要に応じて別に示す様式により、各担当課ごとに優先順位を付して提出すること。

なお、判断がつかないものについては、事前に総務財政課財政係と協議すること。

(3) 従来から継続する事務・事業については、行政としての責任範囲を再度的確に見極め、ゼロベースの観点から内容及び費用対効果を徹底的に見直すとともに、類似事業の更なる統合及び事業の廃止・縮小に鋭意取り組むこと。

(4) 新規事業については、その必要性、緊急性、費用対効果や後年度への負担などを十分検討の上、既存の事務・事業の見直しによる財源の振替などによって対処すること。

また、事業の内容及び性格によっては、事業の終期を設定すること。

(5) 議決機関・監査委員からの意見や指摘事項などについては、その趣旨等を十分検討の上、予算への適切な反映と速やかな改善に努めること。

2 予算要求基準

(1)歳入に関する事項

国・道の施策や制度改正などに十分留意の上、歳入確保に向けて、より積極的に取り組むこと。

また、『苫前町行政改革実施計画』及び『自立運営検討プラン』の中で増額が提案されている項目については、実現に向けた更なる取り組みにより、歳入確保に最大限努めること。

ア 町 税

町税については、地域経済動向や税制改正の影響などを十分勘案し、税負担の公平を期するよう課税客体の的確な補足に努めるとともに、確実な収入見込額を算出すること。

イ 分担金及び負担金並びに使用料及び手数料

適正な受益者負担や住民負担の確保に留意し、的確な収入見込額の算出に努めること。

ウ 国・道支出金

三位一体の改革に伴う国・道の動向を十分把握し、財源の確保に努めるとともに、超過負担の解消策について抜本的な検討を行うこと。

エ 財産収入、諸収入

財産収入については、経済情勢などの動向を考慮しながら、効率的かつ積極的な貸付に努めるとともに、未収金の生ずることのないよう十分注意すること。

また、諸収入については、それぞれ前年度の実績や国・道の動向などを勘案して、的確に積算するとともに、増収策についても検討すること。

オ 町 債

平成18年度の地方債協議制度移行により、本町は引き続き、許可団体となったところであるが、町債の発行に当たっては、後年度の財政負担の軽減と財政の硬直化を極力回避するため、真に必要と判断される事業についてのみ活用するとともに、過疎債など後年度に交付税措置のある有利な起債を充当すること。

(2)歳出に関する事項

予算の積算に当たっては、『苫前町行政改革実施計画』及び『自立運営検討プラン』の更なる実現に向け、事務・事業の取捨選択により、割り当てられた財源枠の中で必要最小限の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫

し、徹底した経費の節減・合理化に努めること。

ア 人件費

各種委員などの報酬は、条例に定めのあるものも含め、その実態や必要性などを検討し、ゼロベースからの見直しを行うこと。

なお、総務財政課以外において給与費等を要求する場合には、必ず事前に総務係と協議すること。

イ 物件費、維持補修費、その他の一般管理費

賃 金

臨時職員については、各課において計上する予算は、原則補助事業に係る分についてのみとするので、必ず事前に総務係と協議した上で予算要求すること。なお、臨時職員の賃金は、政策的経費とする。

旅 費

出張の目的、効果、緊急性、日程等について十分検討し、必要最小限なものに限定すること。

需用費、備品購入費等

以下の費目について、創意工夫により一層の節減に努めること。

なお、補助事業に係る需用費については、特に認められたもの以外、全て経理契約係において管理する。

(ア) 燃料費は、原油価格高騰による油類販売価格の値上がりを考慮し、各担当課において圧縮・削減に最大限努力すること。

(イ) 修繕料については、真に緊急性及び必要性が高いものから順次実施するなど計画的な対応を図ること。

(ウ) 使用料及び賃借料は、補助事業などによる対応を優先すること。

また、デジタル複合機について、安易な印刷は控え、黒色印刷やNアップ印刷などによる使用料の抑制に努めるとともに、単価の安い電子複写機を効果的に利用し、経費節減に鋭意取り組むこと。

《参考》

デジタル複合機と電子複写機使用料単価比較（税抜き）

	デジタル複合機使用料	電子複写機(2Fコピ-)	差額
黒単色	5.80 円/枚	1.26 円/枚	4.54 円/枚
カラープリント	27.00 円/枚	- 円/枚	- 円/枚
カラーコピー	35.00 円/枚	- 円/枚	- 円/枚

(I) 備品購入については、必要性、財源措置の状況などを勘案し、総務財政課が特に認めた場合以外は不可とする。

『備品』とは、1件1万円以上で3年以上にわたってその効用を発揮するものとする。ただし、図書のうち、貸し出しを目的とするもの、又は加除式台本については、1件1万円未満であっても備品として取り扱うこととする。

委託料

業務委託については、職員自らが能力を発揮すべき業務について、可能な限り直営で対応すること。

ウ 補助費等

行政としての責任範囲、経費負担の在り方などを熟考の上、ゼロベースからの見直しを行い、各担当係において関係団体との協議及び関係資料の分析を十分に実施し、経費削減に努力すること。

補助金については、次の基準により見直しを行った上で算出することとし、これに依り難い場合には、必ず個別にその理由を整理しておくこと。

【補助金見直し基準】

運営補助金については、補助対象経費の1/2以内とする。

また、未だ会費を徴収していない団体に対するものは廃止するとともに、繰越金や積立金などがある場合、その運営実態を十分精査した上で、必ず見直しを行うこと。

事業費補助(臨時的経費補助)については、定率補助を原則とし、補助率は次のとおりとする。

- ・共同事業の場合、事業費の15%以内とする。
- ・最終的に個人の財産や経営費に吸収されることが見込まれる事業の場合、事業費の10%以内とする。
- ・過疎債の充当がある場合は、上記に依らず事業主負担額の1/2以内とする。

継続の運営費補助事業については、平成17年度の事業実績・収支決算書の写しを必ず提出すること。

会議負担金については必要最低限のものとし、懇親会経費の負担金については一切認めない。

エ 投資的経費

現下の厳しい財政状況を踏まえ、必要性及び事業効果(緊急性、後年度の維持管理を含めた財政負担など)を十分検討した上で事業選択を行うとともに、投資の適正化・効率化を図ること。

オ その他

庁用物品などで共通しているものについては、別紙「予算単価表」に依ること。

債務負担行為の設定に当たっては、後年度の財政負担を伴うものであり、財政硬直化の要因ともなるので、施策上、真に必要と認めたものに限り措置すること。

車検に要する諸経費(自賠責保険料、重量税含む)については、政策的経費として優先順位を付さないで予算要求すること。

なお、リサイクル料は「11節 需用費」の車検整備料に含めること。

3 特別会計に関する事項

特別会計については、独立採算の原則を念頭に、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、厳しい町財政を熟考の上、経営改善に向けた抜本的な方策を検討し、事業運営の一層の効率化と見直しなどにより、歳出の抑制と積極的な歳入の確保に努め、財政の健全化を図ること。

なお、特別会計については、従来どおりの予算査定方式とする。

- (1) 国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計については、町民の健康維持・増進、ひいては医療費の抑制にもつなげる健康管理教育などの疾病予防・重症化防止の増進が根本であることから、これに積極的に取り組むとともに、より一層の医療費適正化を推進することにより、健全な財政運営に努めること。
- (2) 介護保険特別会計については、施設入所の動向を始め、保険給付費の推移などを的確に把握することはもとより、介護保険制度の本旨である「在宅介護」を基本とし、介護予防活動の充実拡充を積極的に推進し、健全な財政運営に努めること

- (3) 簡易水道特別会計については、元金の償還開始などによる公債費の増加が見込まれることから、企業会計としての位置付けを再認識し、中・長期的な財政見通しに基づいた経費節減、歳入確保の徹底など、積極的な取り組みによる更なる健全な財政運営に努めること。
- (4) 下水道事業特別会計については、苫前地区の供用開始から三年目に当たることから、企業会計としての認識の下、徹底した経費の節減を図ることはもとより、普及率の向上など積極的な歳入確保に努め、中・長期的な財政見通しの適宜見直しにより、過大若しくは過小見積とならないよう、計画的かつ適正で無理のない財政運営に全力で取り組むこと。
- (5) 風力発電事業特別会計については、これまで以上に安定した設備利用率と、その向上に鋭意努めるとともに、企業会計としての位置付けから、中・長期的な財政見通しに基づいた、経費節減、歳入確保などの積極的な取り組みにより、計画的かつ健全な財政運営に一層努めること。